



社内に笑顔を咲かせましょう

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き



9月というのに、まだまだ暑さが続きます。皆様いかがお過ごしでしょうか？

この夏、我が家に新しい家族が増えました。息子がある日突然、友達がくれた！とあって、ハムスターを持って帰ってきたのです。初めはダメ～返そう、といていたのですが、私ももともとが動物好きなので、今は早朝ハムスターと二人っきりで!? 遊んで過ごすのが日課になりました(^.^)



上司 vs 部下 イラッ<(^.^)>としない術

何度説明しても理解してくれない部下、無理難題を押し付けてくる上司…イラッとすることありますよね…。それは、上司を上司、部下を部下と思うから腹が立つのであって、上司を、あるいは部下を「お客様」と思えばそんなに腹は立たなくなる、と「イラッとしたときのとっさの対応術」(内藤誼人著)に紹介されていました。

お客様が「今の説明がよく分かりません」と言ってきたとき、「こちらこそ説明が不十分でした。最初から説明します。」と答えるでしょう。また、お客様がクレームを言ってきたとき「ありがとうございました。今後の対応に生かします。」と頭を下げて感謝するでしょう。

相手を「お客様」と考えるようにすると、「笑顔であいさつする」とか「気配りをする」ことに抵抗がなくなるということです。

★これで完璧！ 9月の事務



☆9月分から社会保険料が変わります☆

7月に提出した算定基礎届の結果が反映され、9月分の保険料から健康保険と厚生年金保険の標準報酬月額が新たに設定されたものになります。新しく設定された標準報酬月額は、固定的賃金の変動（昇給、降給、手当の追加など）がない限り来年の8月まで適用されます。年金事務所から届く「標準報酬決定通知書」で確認をしましょう。

給与から控除する保険料は、10月に支払う給与から変更になります。

☆9月分から厚生年金保険料率が変わります☆

合わせて9月から、厚生年金の保険料率に変更になります。

（全体） 157.04/1,000 ⇒ 160.58/1,000

（労使折半） 78.52/1,000 ⇒ 80.29/1,000

給与から控除する保険料は、10月に支払う給与から変更になります。

☆源泉徴収税額、特別徴収税額の納付☆

8月分の所得税の源泉徴収税額、住民税の特別徴収税額を、9月10日までに納付。

☆社会保険料、児童手当拠出金の納付☆

8月分の社会保険料・児童手当拠出金を 9月30日までに納付。

☆7月決算法人の確定申告と納税☆

7月決算法人の確定申告と納税、1月決算法人の中間（予定）申告と納税がともに 9月中の決算応答日までです。



就業規則以外に作成しておくほうがよい規則は どんなものがありますか？

A. ルールがなければ、それぞれが勝手な解釈で行動し、大なり小なり職場が混乱し効率的に仕事を進めることができなくなってしまいます。就業規則の付属規程として代表的なものをご紹介します。

●急な用事で若手社員を出張させましたが、泊ったホテル、食事代、タクシー代など、他の社員より無駄遣いが多い気がします。

⇒「出張旅費規程」で、タクシーやレンタカーはどのような時に利用してよいのか、宿泊代は実費清算にするのか、職位に応じて上限の金額を決めて清算するのか、食事代などについては日当を支給するのか、など経費の使い方の基準や清算方法などを決めておきます。

●最近になって、半年以上も前に男性社員が結婚していることを知りました。妻がその社員の扶養にならないため、会社への届け出は必要ないと思ったとのこと。今更お祝金を出すというのも間抜けな感じがします。

⇒最近の社員は、会社と私生活をきっちり分けて考える人も多く、必要がないと思えば会社に報告をしない人もいます。お祝金などの支給はもちろんですが、転居に伴う通勤交通費の変更や保険や税金上で手続きが必要な場合も多くありますので、就業規則で申し出を義務付けるとともに、「慶弔見舞金規程」などで支給の要件を知らせておくことも大切です。

●個人所有の携帯電話を業務に使用させていますが、業務中に私的な電話やメールをしている者がいるようです。

⇒個人の携帯電話をなんとなく業務に使用させていると、費用負担や営業秘密などの面でトラブルが生じることもあります。業務中の私用行為を禁止することはもちろん、営業秘密、個人情報に該当する情報の保存方法や紛失時の対応、車の運転中や公共の場所での通話マナーなど「携帯電話利用規程」に定めておくとういでしょう。

いきいきした会社づくりをお手伝い

羽渕貴久子社会保険労務士事務所

社会保険労務士 羽渕貴久子

TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554

E-MAIL habuchi@sky.memail.jp

URL <http://ikiiki30.com/>

